

京都市告示第149号

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度利用地区を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成26年5月20日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

下京区東塩小路町，東塩小路由畑町，東塩小路高倉町，東塩小路釜殿町，若宮町，東町，北不動堂町，南不動堂町，油小路町，東大工町，南町，東油小路町，御方紺屋町，郷之町，上之町，小稲荷町，下之町，東之町及び西之町の各全部

下京区中居町，東境町，西境町，塩小路町，新シ町，材木町，飴屋町，真苧屋町，桜木町，新日吉町，稲荷町，大宮町，菱屋町，米屋町，文覚町，福本町，夷之町，八百屋町，大黒町，土橋町，鎌屋町，西油小路町，松明町，西九条北ノ内町，川端町及び屋形町の各一部

南区西九条北ノ内町，西九条院町，東九条鳥居口町，東九条上殿田町及び東九条西山王町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)